

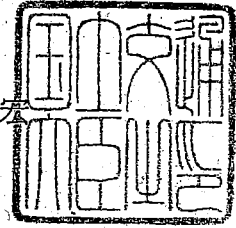
# 諮問文及び諮問理由



国道総第546号  
平成27年2月24日

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、平成27年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

## 諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

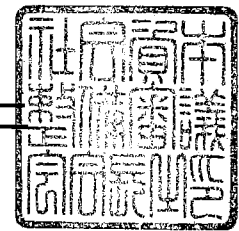
平成27年度予算に係る道路事業(直轄事業)の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第190号  
平成27年2月26日

道路分科会  
分科会長 家田 仁 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



「平成27年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価」について（付託）

平成27年2月24日付け国道総第546号により当審議会の意見を求められた「平成27年度予算に係る道路事業（直轄事業）の新規事業採択時評価」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。